

旭川市GX懇談会開催要綱

(目的)

第1条 現在、我が国においては、GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、官民が一体となり、GX・DXの推進による脱炭素成長型の経済構造への移行等が取り組まれている。本市においても、ゼロカーボンシティ旭川（令和3年10月22日表明）及び持続可能な地域社会・経済の実現に向け、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入の在り方について検討するため、旭川市GX懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、ゾーニングを含む環境に配慮した本市への再生可能エネルギーの導入の在り方についての意見交換、その策定に向けた検討等を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の参加者で組織する。

2 参加者は、次の第1号から第4号までにおいて定める者の中から市長が参加を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 環境に配慮した本市への再生可能エネルギーの導入に関わる団体の代表者又は役員等
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 環境に配慮した本市への再生可能エネルギーの導入の在り方についての意見等を得るために必要があるときは、懇談会にオブザーバーを置くことができる。

(参加者の任期)

第4条 参加者の任期は、就任から2年とする。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(会議)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

2 市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、参加者に対し、書面により意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、環境部環境総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。